**○国土交通省令第二十号**

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二号）の施行に伴い、及び下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十五条第十号の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）<br>**第十七条**　令第十五条第十号に規定する同条第一号から第九号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者であつて、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるもの<br>イ　計画設計を行わせる場合　二年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<br>ロ　実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理を行わせる場合　六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<br>二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの<br>イ　計画設計を行わせる場合　四年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<br>ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<br>ハ　（略）<br>三　学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの<br>イ　計画設計を行わせる場合　七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 | （公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）<br>**第十七条**　令第十五条第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの<br>イ　計画設計を行わせる場合　四年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）<br>ロ　実施設計又は工事の監督管理を行わせる場合　六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<br>二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの<br>イ　計画設計を行わせる場合　六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）<br>ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）<br>ハ　（略）<br>三　学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、計画設計を行わせる場合については九年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については四年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては四年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）<br>（新設） |